

国保さかた

運動の前に、健康状態を測定しました。

日頃からの健康づくりとともに、ご自身の健康状態の把握に努めましょう。

健康教室／市民健康センター

2020.2.

©発行 酒田市健康福祉部国保年金課
〒998-8540 酒田市本町二丁目2番45号
TEL.0234-26-5727 FAX.0234-22-6466
E-mail:kokunen@city.sakata.lg.jp

大学などへの進学・卒業が決まったら

酒田市国保に加入されている方で、進学を理由に酒田市外へ転出される方に対し、学生用保険証を発行しています。学生用保険証の発行には切り替え手続きが必要です。また、学生である期間が変更となる場合も手続きが必要です。

★進学により学生用保険証の交付を受ける場合

市民課または各総合支所地域振興課で転出届を提出後、国保年金課または各総合支所地域振興課で学生用保険証への切り替えの届出を行ってください。

- 持ち物：①学生であることが証明できるもの(在学証明書または学生証、入学前の場合は合格通知書)
②今までの国民健康保険証

★卒業や退学により学生用保険証を返却する場合

酒田市国保の学生用保険証（右側に㊦と記載）をお持ちの方で、今年3月に卒業予定の方がいる世帯には、返却手続きの案内通知をお送りします。進路に応じた手続きが必要になりますので、案内通知で必要書類を確認のうえ手続きをしてください。

- (1) 卒業や退学によって学生ではなくなったとき
持ち物：①学生でなくなったことが証明できる書類（卒業証明書など）
②印かん③学生用保険証
- (2) 新しく別の健康保険に加入したとき
持ち物：①現在加入している健康保険証②印かん③学生用保険証
- (3) 酒田市へ戻った（転入した）とき
持ち物：①印かん②学生用保険証



※学生用保険証を使用できるのは、「学生である期間」のみです。学生でなくなった後に、学生用保険証を使用して医療機関を受診した場合は、酒田市が負担した医療費を返還していただく場合があります。

就職や
退職により

健康保険が替わったら



国保の加入・脱退には、市役所での手続きが必要です。「国民健康保険」と「会社等の健康保険」が自動的に切り替わることはありません。手続きの際には、次のものをお持ちのうえ、国保年金課または各総合支所地域振興課までお越しください。

★国民健康保険に加入するとき

- 資格喪失連絡票など
(会社等の健康保険を脱退したことを証明するもの)
- 印かん (認め印で可)
- 年金手帳 (60歳未満でお持ちの方)
- マイナンバー (個人番号) カード
または通知カード
- 窓口に来る方の本人確認書類 (運転免許証等)
- 委任状 (別世帯の方が届け出をする場合)

★国民健康保険を脱退するとき

- 会社等の健康保険証
(保険証が替わった方全員分)
- 国民健康保険証 (保険証が替わった方全員分)
- 限度額適用認定証等の各種医療証
(お持ちの方)
- 印かん (認め印で可)
- 年金手帳 (60歳未満でお持ちの方)
- マイナンバー (個人番号) カード
または通知カード
- 窓口に来る方の本人確認書類 (運転免許証等)
- 委任状 (別世帯の方が届出をする場合)

《保険証の切り替えに関するお問い合わせ》
国保年金課国保係 ☎ 26-5727

医療費通知を医療費控除の申告に使用できます

平成29年分以降の確定申告や市・県民税申告において医療費控除を適用される場合、医療費の領収書の代わりに、『医療費控除の明細書』の提出が必要となりました。

『医療費控除の明細書』を作成する際には、酒田市国保の加入世帯へハガキでお送りしている「医療費通知」(医療費のお知らせ)を添付すれば、明細の記入を省略することができます。

【ご確認ください】

- ★経過措置として、令和元年分までは、『医療費控除の明細書』の提出に代えて、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。
- ★『医療費控除の明細書』の記入内容確認のため、領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅で5年間保管してください。
- ★医療費通知に記載されていない医療費分は、領収書に基づき、明細の記入が必要です。(※医療費通知は、受診された医療機関からの請求に基づいて作成しています。)
- ★医療費通知の再発行はできません。

《医療費控除に関するお問い合わせ》

税務課市民税係 ☎ 26-5712 / 26-5713 / 26-5714